

# 都道府県知事等への届出が必要になります！

## ○届出対象となる1日に保育する乳幼児の数

6人以上

改正

1人以上

これまでは1日に保育する乳幼児の数が6人以上の認可外保育施設や認可外の訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター事業）を行う場合に、原則、届出が必要でしたが、平成28年4月（※1）以降は1日に保育する乳幼児の数が1人以上の場合に、届出が必要となります。（ただし、臨時に設置される場合等は除きます。）

※1 都道府県知事等への届出は、平成28年1月から受け付けています。

## ○届出先

・個人のベビーシッター

→お住まいの都道府県等（※2）

・ベビーシッター事業者

→事業所が所在する都道府県等（※2）

※2 指定都市・中核市の場合は、指定都市・中核市に、大東市、門真市、四條畷市、交野市は大阪府に、その他の市町村はその市町村に届出してください。

なお、既に届出をしていますが、子どもの預かりサービスのマッチングサイトを活用して事業を実施している方は、平成28年4月（※1）以降、利用しているマッチングサイトのURLを届け出る必要があります。



併せて

# 定期的に研修を受けましょう！

認可外保育施設指導監督基準に、認可外保育施設及び認可外の訪問型保育事業者は、「保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること」とされております。保護者が安心して子どもを預けられるように積極的に研修を受講し、保育従事者の質の向上に努めることが必要です。

認可外の訪問型保育事業や1日に保育する乳幼児の数が**5人以下**の認可外保育施設は、**研修の受講状況も届出事項**です。

※研修の受講については、届出先の都道府県等に御相談ください。(研修の例:居宅訪問型保育研修、子育て支援員研修、認可外保育施設職員研修等)